令和６年 12 月 20 日

生徒心得

生徒は、本校教育目標の意義を理解し、校則を守って堅実な校風の樹立に努めなければならない。

１．礼儀

（１）常に本校生徒としての誇りをもち、品位を保つこと。
（２）年長者に対しては尊敬謙譲、友人に対しては親睦友愛の念をもって接すること。
（３）生徒はそれぞれの特性を理解し、相互に尊敬協力し合うこと。

２．登校・下校

（１）朝の SHR（８時 35 分）までに登校し、放課後は用事が終わり次第速やかに下校すること。
（２）始業から終業時までは、決して担任の許可なしに校外に出てはならない。
（３）通学途上においては、道路交通規則を守り、事故が起こらないように注意すること。交通規則を守らない場合は、自転車通学を禁止することがある。
（４）自転車通学する者は許可を受け、許可された自転車には学校指定のステッカーを貼ること。

３．校内生活

（１）授業は原則、欠課してはならない。
（２）自習時間は、監督者の指示を受け、指定された場所で静粛に学習すること。
（３）携帯電話、その他通信機器については、授業中は電源を切り、カバンの中にしまうこと。

（４）掲示、放送、その他の方法で伝達された事項に留意して行動すること。

４．学校施設の使用

（１）校舎・校具などの公共物を使用する場合は、事前に管理責任者の許可を得て使用し、使用後はその旨届けること。

（２）公共物はすべて大切に取り扱い、誤って破損した場合は、管理責任者、または事務室に届け出ること。

５．保健・衛生・美化

（１）学校で指示する健康診断等は必ず受けること。

（２）負傷または急病の場合は、担任並びに養護教諭に連絡し、その指示に従うこと。

（３）常に校舎内外の美化につとめ、清潔・整頓に留意すること。

６．所持品

（１）貴重品は鍵がついたロッカーで保管するなど、しっかり自己管理をすること。体育の授業などで、やむを得ず貴重品の自己管理が困難な場合は、必ず教科担当者などに預けること。

（２）盗難を防止するため、所持品には記名し、必要以外の金品を持参しないこと。

（３）金品の貸借は行わないこと。

（４）金品を紛失、または拾得した場合は、直ちに担任または生徒指導部に届け出ること。

７．食事

（１）麺類およびアイスクリームは食堂内および食堂付近で飲食すること。校舎内には持ち込まないこと。

（２）廊下での飲食、歩きながらの飲食はしないこと。

８．配布・掲示

（１）印刷物の配布または掲示物は事前に生徒会部に届け出ること。掲示は指示された場所にし、事後は責任を持って撤去すること。

９．校外生活

（１）校外では各自が本校生徒としての誇りと責任をもって行動すること。

（２）夜間の外出はやむを得ぬ場合にとどめること。

10．アルバイト

（１）原則としてアルバイトは禁止する。

（２）経済的理由、または他のやむを得ぬ理由がある場合は、下記の条件を満たしていれば実施してもよい。

・保護者の許可と指導のもとで行うこと。

・勤務時間が夜間に及ばないこと。

・学校生活に支障をきたさないこと。

11．考査

（１）カンニング等の不正行為やそれに類する行為は絶対にしないこと。不正が発覚した場合には、特別指導の対象となる。考査時間中の筆記用具の貸借も絶対にしてはならない。

（２）定められた座席に着席し、答案作成に必要な筆記用具以外は教室の定められた場所におくこと。

（３）携帯電話など計算機能や通信機能の付いた各種機器は電源を切り、カバンの中に入れること。

（４）定期考査の場合、開始後 20 分を超えて遅刻した場合は入室を認めない。また、途中退室は認めない。

12．個人用ロッカーの使用について

（1）一人一台、学校のロッカーを貸し出すため、大切に使用すること。

（2）鍵を閉め、各自が責任を持って管理すること。鍵は各自で購入すること。

（3）授業に必要なものは、始業前に準備すること。授業中にロッカーに荷物を取りに行くことは禁止とする。

（4）ロッカー内は整理整頓し、ロッカー室の清潔を保つこと。私物をロッカー外に放置した場合、預かり指導の対象となる。

（5）ロッカー本体および扉は、卒業時に返却すること。破損した場合、特別指導および弁償の対象となる。

服装・頭髪の規定

服装はその人の品性を表す。質素清潔を旨とし、端正にして、気品ある容儀を保つこと。

１．制服

（１）本校指定のブレザー・カッターシャツ・スラックスまたはスカート・ネクタイまたはリボンを着用すること。

（２）制服の変形、改造は一切行ってはならない。変形、改造が確認された場合、正しい制服を再購入すること。
また、改造制服を学校に持参しないこと。改造された制服は卒業時まで生徒指導部にて保管とする。

（３）カッターシャツの下には、肌着（Ｔシャツ・タンクトップ等）を着用してもよい。ただし、カッターシャツの襟や袖、裾からはみ出ないものに限る。

（４）カッターシャツの上から、温度調節用としてセーター・カーディガン・ベストを着用してもよい。ただし、色は単色の無地もしくはワンライン・ワンポイントのものであること。
また、ネクタイ・リボンの着用が確認できる襟元（Ｖネック等）のものを着用すること。ブレザーを着た際、はみ出さないこと。

（５）冬期には、防寒具（アウター・マフラー・手袋等）を着用してもよい。防寒具の着用は、必ず正しい制服着用を行った上で、教室・職員室・準備室等では着用しないこと。

（６）６月～９月を夏服期間とする。その間はブレザー・ネクタイ・リボンを着用しなくてもよい。ただし、４月～６月、９月～10 月でその年の気候に合わせて移行期間を設ける。

（７）本校は２足制とする。スリッパは学校指定のものとし校舎内では必ず履くこと。また、校内の許可された区域（原則、地面がコンクリートの部分）以外では履かないこと。

（８）登下校の際は、運動靴または革靴を用いる。サンダル等での登校は禁止とする。
（９）休日に登校しなければならない時も必ず、制服を着用すること。
（10）やむを得ず、規定以外の服装をする時は、学級担任に相談し、生徒指導部より異装の許可を得ること。

２．頭髪

（１）脱色・染色・パーマ・エクステンションなど、一切手を加えてはならない。これらの行為により、髪が明るくなった生徒は是正指導の対象となる。
（２）地毛の明るい生徒についても、必要以上に髪を傷めるまたは色落ちするような行為をした場合は、是正対象となり得る。

３．その他

（１）ピアス・ネイルアート等の装飾品は着けてはならない。学校に着けてきた場合、指導の対象となる。
（２）化粧はつつしむこと。

表彰及び特別指導

１．表彰

　表彰に値する行為・業績があったと認められたものは表彰を受ける。

２．特別指導

（１）次の各項に該当するものは、特別指導の対象となる。

①考査の際の不正行為（カンニングや改ざんなど）
②暴言・暴力などの他人を傷つけてしまう行為
③飲酒・喫煙・薬物の使用または所持および同席行為
④単車通学、自動車通学および同乗行為
⑤公共物（校内外を問わず）を故意に破損または汚損する行為
⑥授業妨害・考査妨害行為
⑦学校運営を著しく阻害するような行為
⑧指導無視などの風紀を乱す行為
⑨法令上青少年の入店が禁止されているところへ出入りをする行為
⑩ＳＮＳなどによる他人の個人情報流出や誹謗中傷行為
⑪その他、本校生徒として不適切な行為

（２）特別指導には、訓告・停学および退学の三種類がある。

免許取得規則

１．免許証の取得、車両（原付）の購入、運転は、保護者の同意がある場合のみこれを認める。

２．次の各項は特別指導の対象となる。

（１）登下校時に車両を使用したとき。
（車両とは、自動車、原付、バイク、電動キックボード、モペット（e-bike）など、自転車以外の乗り物が該当する。）

（２）制服または体操服を着用し、車両を運転したとき。
（これらを着用し車両を運転した場合、通学とみなす。）

（３）重大な交通違反をしたとき。

（４）学校を休んで自動車学校に通ったとき。および、学校を休んで免許を取りに行ったとき。